

鹿屋市売れる商品づくり応援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市売れる商品づくり応援事業補助金交付要綱（令和2年鹿屋市告示第186号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（申請者の要件）」に改め、同条中「対象となる」を「申請ができる」に改める。

第5条第2項ただし書中「ただし、」の次に「町内会が開発する場合及び」を加え、同条に次の1項を加える。

3 「特別国民体育大会 燃ゆる感動かごしま国体」及び「特別全国障害者スポーツ大会 燃ゆる感動かごしま大会」の機運醸成に寄与するため、次に掲げる標章等をパッケージ等に使用する場合、前項の補助金と別に15万円を上限にその使用料を補助する。

- (1) 国体マーク
- (2) 国体を表す文字（文字標章）
- (3) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会ロゴデザイン
- (4) スローガン
- (5) マスコット

第6条及び第7条を次のように改める。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 鹿屋市売れる商品づくり応援事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の決定を行う場合は、鹿屋市売れる商品づくり応援事業候補者選定委員会の審査を経なければならない。

3 市長は、前2項の規定による審査の結果、補助金を交付することを決定した者に対しては規則第5条の補助金等交付決定通知書により、交付しないことを決定

した者に対しては鹿屋市売れる商品づくり応援事業補助金不交付決定通知書（別記第2号様式）により、それぞれ通知する。

第8条第4号中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改める。

別記第1号様式中第4項第2号の表を次のように改める。

総事業費 (a)+(b)+(c)	負担区分			
	経費区分	市費補助(a)	自己負担(b)	その他(c)
	4(1)			
	4(2)			

別記第1号様式中第4項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 国体マーク等の使用に係る経費 (単位：円)

小売価格 (a) (消費税等賦課前)	製造個数 (b)	使用料 (a) × (b) × 3%

別記第2号様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市売れる商品づくり応援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市売れる商品づくり応援事業補助金については、下記のとおり交付しないことに決定したので、鹿屋市売れる商品づくり応援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

- 1 鹿屋市売れる商品づくり応援事業候補者選定委員会における採点結果
点
- 2 不交付とした理由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鹿屋市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。